

みなかみ町 償却資産（固定資産税）申告の手引き

日頃から、本町税務行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

固定資産税は、土地及び家屋以外に償却資産（事業用資産）も課税対象です。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在みなかみ町内にある償却資産の取得価額や取得時期等の申告が必要です（地方税法第383条）。

つきましては、この手引きをご覧いただき、申告期限までに申告書をご提出くださいますようお願いいたします。

申告書の提出期限

令和8年2月2日（月）

○受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く）

○郵送でも提出することができます。

申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。切手を貼り付けた返信用封筒がない場合は、返送することができませんので、あらかじめご了承ください。

○平成26年からeLTAXによる申告が便利になりましたのでご利用ください。

○償却資産をお持ちでない場合や、転出・廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記入して提出してください。また、資産の増加及び減少がない場合でも提出してください。

◎提出前に次の確認をお願いいたします。

チェック（申告書について）

- 申告書に連絡先は記入していますか？
- 申告書に資産所在地は記入していますか？
- 個人番号または法人番号を記入していますか？
- 増加資産の耐用年数は記入されていますか？
- 増減事由の欄（1～6）の記入はありますか？

提出・お問い合わせ先

〒379-1393

群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地

みなかみ町役場 税務会計課 資産税係

電話番号 0278-25-5006



～目次～

I	償却資産の申告について	2～3	ページ
II	償却資産について	4～9	ページ
III	償却資産の評価額の計算方法から納税まで	10～12	ページ
IV	申告書類の作成方法について	12～14	ページ

I 償却資産の申告について



1 申告していただく方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業を行っている方で、1月1日現在に償却資産を所有している方です。地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告する義務があります。

○所有権留保付き売買資産については、原則として買い主の方が申告してください。

○償却資産を共有されている方は、共有名義の申告となりますので、各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、代表者を決めて申告してください。

2 提出していただく書類

(1) 必ず提出していただくもの

①「償却資産申告書」

②「種類別明細書」 2部複写になっておりますので、1枚目の提出用のみ提出してください。

◎前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「種類別明細書」は必ず提出してください。

(2) 特例等に該当する資産がある場合に提出していただくもの

課税標準の特例等を受ける場合、その疎明資料を提出し、申告書の「22. 備考」欄に添付書類の名称を記入してください。

(3) 番号法に定める本人確認の資料

償却資産申告書には「マイナンバー（個人番号）12桁」又は「法人番号13桁」の記載が必要です。（共有の場合は記載不要です。）

マイナンバー（個人番号）を記載した申告書を提出いただく際、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施します。窓口、郵送による申告の際は以下の本人確認資料をご提出ください。

なお、法人番号を記載した場合には本人確認資料の提示・添付は不要です。

ア 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	「マイナンバーカード※1」「通知カード※2」「住民票の写し(個人番号の記載有り)」等
身元確認資料	①「マイナンバーカード※1」「運転免許証」「運転経歴証明書」等 ②「みなかみ町から送付された住所(住民登録地)・氏名の印字済み償却資産申告書」 (①が困難な場合、②でも可)

※1 本人が申告書を提出する場合、マイナンバーカードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

イ 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料	本人の「マイナンバーカード」「通知カード※2」 「住民票の写し(個人番号の記載有り)」等
代理人の身元確認資料	代理人の「マイナンバーカード」「運転免許証」「運転経歴証明書」等 法人の場合は「登記事項証明書及び社員証」等
代理権確認資料	「税務代理権限証書」「委任状※3」等



※2 「通知カード」については、令和2年5月25日に廃止されました。通知カードの記載事項が住民票の記載事項と一致している場合は、番号確認資料として引き続きご利用いただけます。

※3 委任状は15ページにありますのでご使用ください。



3 企業の電算処理により申告をされる場合

電算処理により申告される方は、毎年度増減の有った資産だけでなく、1月1日（賦課期日）現在みなかみ町内に所有している全ての償却資産について申告してください。

償却資産申告書	<ol style="list-style-type: none"> 1. 独自の申告書を使用する場合は、所有者コードを確認させていただきため、必ず本町の申告書を添付してください。 2. 資産件数を備考欄に記入してください。（資産種類別に明細書の一行を一件として集計） 3. 評価額（ホ）の欄を必ず記入してください。
種類別明細書 （増加資産・ 全資産用）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 次の項目は必ず記載してください。 ・資産の種類・資産の名称・数量・取得年月・取得価額・減価残存率・耐用年数（改正耐用年数も含む）・価額・特例率（該当有の場合）・増加事由（1～6） 2. 評価額は10～11ページを参照の上、算出してください。 3. 税政改正等により耐用年数を変更された資産がある場合は、改正年・改正前及び改正後の耐用年数をそれぞれ記載してください。 4. 減少した資産のリストを種類別明細書に添付してください。 5. 増加資産や減少資産がある場合は、増減事由を摘要欄等に記入してください。

4 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条によるみなかみ町税条例第75条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条及びみなかみ町税条例第72条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役または50万円以下の罰金を科されることがあります。



5 実地調査等について

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いいたします。

なお、調査拒否に当たる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の懲役または50万円以下の罰金を課されることがあります。

また、実地調査に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合の修正年度は現年度だけでなく5年度分まで遡及して修正することもありますので、ご了承ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期と異なり、納期は1回となります。そのほか調査の結果により家屋の評価を変更する場合があります。

6 国税資料等の閲覧について

みなかみ町では地方税法第354条の2の規定により、所得税または法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容とみなかみ町への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますので、ご協力をお願いいたします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますので、あらかじめご了承ください。

7 過年度への遡及

申告漏れなどが発生した場合で、取得年月が前年より前の資産がある場合は、当年度だけでなく資産を取得された翌年度まで遡及課税されます。ただし地方税法第17条の5第5項の規定により、最大5年が限度となります。また、過年度分の課税をする場合には、課税した月の翌月に一括で納付いただくこととなります。

Ⅱ 償却資産とは

償却資産とは、土地家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税または所得税を課されない者が所有するものを含まず。）をいいます（地方税法第341条第4号<固定資産税に関する用語の意義>）。

例えば、会社や個人で工場や商店などを経営している人が、事業のために用いる事ができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。



1 資産の種類ごとの主な償却資産

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のとおりです。

資産の種類		主な償却資産の内容
第1種	構築物 (建物附属設備を含む)	駐車場の舗装、屋上看板等の公告設備、門、塀、緑化施設等 建物附属設備 1 建物の所有者が取り付けした建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産または業務用の設備等 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備(これらを特定付帯設備といいます。)
第2種	機械及び装置	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、駐車場機械装置、太陽光発電設備等
第3種	船舶	遊覧船、ボート、はしけ等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター等
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフト等(軽自動車税・自動車税対象のものは除きます。)
第6種	工具、器具及び備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器等

2 申告する資産とは

令和8年1月1日現在事業の用に供することができる資産のうち、次の(1)(2)の要件を満たすものです。

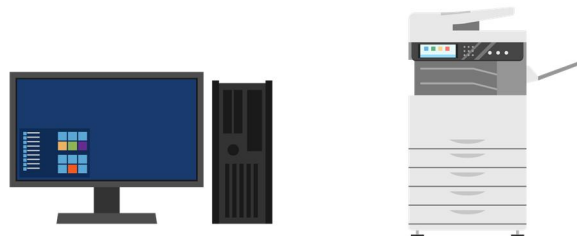
(1)土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第341条の規定によります。）

◎次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産
- イ 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ウ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- エ 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- オ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- カ 未稼働資産（すでに完成しているが、未だ稼働していない資産）
- キ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
- ク 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

(2)耐用年数が1年以上で取得価額（1個または1組あたり）が10万円（取得時期により20万円）以上の資産

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人の場合	平成11年1月1日以後に取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産 ※3年間一括償却は8ページ参照	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
20万円以上	減価償却	申告対象		



3 業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示しますと、次のとおりです。

業種	主な償却資産の内容
共通	タイムレコーダー、事務机、事務椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、金庫、レジスター、コピー機、シュレッダー、ルームエアコン、パソコン、サーバー、LAN配線、看板、受変電設備、舗装路面、消雪設備、除雪機、太陽光発電設備、その他
飲食業	食卓、椅子、厨房用品、カラオケ、冷蔵庫、カウンター、室内装飾品、放送設備、ガスレンジ、その他
理・美容業	理・美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸器、パーマ器、サインポール、湯沸かし器、ドライヤー、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス機、給排水設備、スリーブ、その他
小売業	冷凍機、冷蔵ストッカー、陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機、照明設備、POSシステム、その他
製造業等	旋盤、プレス、フライス盤、ボール盤、定盤、シャーリング、カッター、グラインダー、モーター、コンプレッサー、溶接機、クレーン、検査工具、取付工具、その他
ホテル・旅館業	客室設備（ベッド、冷蔵庫、テレビ、カーテン等）、ルームインジケーター設備 調光設備 放送設備 洗濯設備 厨房設備 庭園（植栽）、駐車場設備、露天風呂、四阿、パーゴラ、独立キャノピー、カラオケセット、接客用備品、家具調度品、受変電設備、自家発電設備、温泉用配管施設、温泉循環施設、その他
製菓業	窯、オープン、スライサー、餡練り機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機、その他
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス スチームクリーナー オートリフト テスター オイルチェンジャー 充電器 洗車機 コンプレッサー 卓上ボール盤 ジャッキ 溶接機 地下槽 ガソリン計量器 地下タンク 照明設備 自動販売機 独立キャノピー その他
農林業	ビニールハウス、糞摺り機、乾燥機などの農業用機械設備、農業用器具、トラクター、太陽光発電設備、その他
不動産貸付業	太陽光発電設備、ライン引き、車止め、屋外給排水設備、外灯、物置、自転車置き場、ゴミ置き場 ガス・上下水道の埋設管、集合郵便受け、その他
建設業	バリケード、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー、 破砕機、測量機器、その他

4 リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税(償却資産)においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主(所有者)が、当該資産を申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

5 建物附属設備・特定付帯設備の取扱いについて

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

ア 建物附属設備の家屋と償却資産の区分

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産に区分して課税されます。

償却資産とするもの…単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの又は独立した機器としての性格が強いもの

家屋とするもの…家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備など

イ 特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

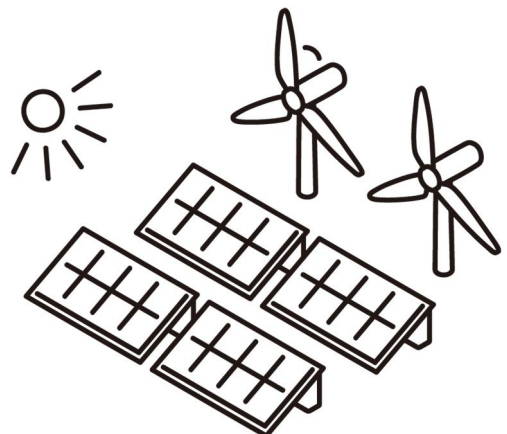
特定の生産活動を行うために必要な動力源、熱源、水処理、汚水処理、冷却、照明用として用いられるボイラー、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備等及びその附属設備は、償却資産となります。例えば工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管や汚水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピュータ室(人が作業することが想定されない部屋)に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備等が該当します。

ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋の評価対象となります。

(2) 賃借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産(特定付帯設備)

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方(テナントの方)が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管等のことを特定付帯設備といいます。

特定付帯設備は、地方税法第343条第10項及びみなかみ町税条例第54条第8項の規定により、テナントの方が償却資産として申告してください。



(3)家屋と償却資産の区分表

主な設備等を例示しますと、次のとおりです。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式	○				◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○				◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線等	○				◎
	監視カメラ(ITV) 設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器			◎		◎
		配管・配線等	○				◎
避雷設備	設備一式	○				◎	
火災報知設備	設備一式	○				◎	
給排水 衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)			◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等) 中央式教頭設備	○				◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等	○				◎
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○				◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○				◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
その他の 設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機 (ダムウェーダー)等	○			◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
		冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車場(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎	

6 法人税・所得税との比較

固定資産税（償却資産）と国税では取扱いが異なる点がありますので、ご注意ください。

項目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税の取扱い(法人税・所得税)
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用(固定資産評価基準に定められた減価率を用いる) ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法) 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。(注1)	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。(租税特別措置法)
増加償却	認められます。	認められます。(法人税法・所得税法)
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)まで
改良費(資本的支出)	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)(注2)	原則区分評価
少額の減価償却資産(使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産)	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外(注3)	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする(法人税法施行規則令第133条の2又は所得税法施行令第138条)
一括償却資産(取得額が20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外(注4)	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能(法人税法施行令第133条の2又は所得税法施行令第139条)
即時償却資産(中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却費)	課税対象になります。(注5)	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能(租税特別措置法第28条の2又は同法第67条の5)

(注1) 圧縮記帳の制度は認められていないので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

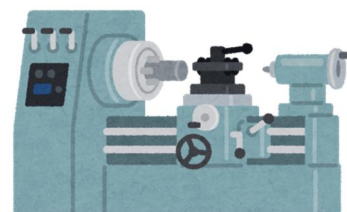
(注2) 平成19年度税制改正により、国税における改良費の取扱いは変わりましたが、固定資産税(償却資産)における取扱いには変更はありません。

(注3) 法人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税(償却資産)の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入の上申告してください。

(注4) 法人又は個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税(償却資産)の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入の上申告してください。

(注5) 中小企業者に該当する法人又は個人の青色申告者の方等が、平成15年4月1日から平成28年3月31日までの間に30万円未満の減価償却資産を取得された場合、その全額を損金又は必要な経費に算入することができます。(平成18年4月1日以降は上限300万円まで)ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

固定資産税(償却資産)上は、この規定により損金又は必要な経費に算入された減価償却資産については課税対象になりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入の上申告してください。



7 非課税及び課税標準の特例と減免について

(1)非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税が課税されません。(例：宗教法人、社会福祉法人、学校法人等にかかるもの)

(2)課税標準の特例が適用される資産の例示(固定資産税が軽減されます。)

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等の規定により次に掲げる償却資産(抜粋)については課税標準の特例措置が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当資産をお持ちの方は、「種類別明細書(増加資産・全資産用)」の摘要欄に該当条項を記入し、添付書類とともに提出してください。

手引きは代表的な課税標準の特例措置を掲載しています。詳細は資産税係までお問い合わせください。

課税標準の特例適用資産(抜粋)

該当条項			設備の種類	取得時期	適用期間	特例率	添付書類
法 附 則 第 15 条	第 25 項	1 イ	太陽光発電 1,000 kW未満 ※1または※2	R6.4.1 ～ R8.3.31	3年間	2/3	対象の補助等を受けて取得し、特例要件を満たす設備であることを証する書類の写し
	第 25 項	4 イ	水力発電 5,000 kW 未満	R6.4.1 ～ R8.3.31	3年間	1/2	再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し
	第45項 (賃上げ方針 無し)		先端設備等(建物 附属設備、機械及 び装置・工具、器 具及び備品・構築 物)	R5.4.1 ～ R7.3.31	3年間	1/2	特例申告書、先端設備導入 計画認定申請書及び認定書 の写し、工業化の生産性向上 要件証明書等
	第45項 (賃上げ方針 を計画内に位 置づけて従業 員に表明有 り)※3※4		先端設備等(建物 附属設備、機械及 び装置・工具、器 具及び備品・構築 物)	R6.4.1 ～ R7.3.31	4年間	2/3	特例申告書、先端設備導入 計画認定申請書及び認定書 の写し、工業化の生産性向上 要件証明書、従業員へ賃上 げを表明したことを証する書 面(写)等
			R7.4.1 ～ R9.3.31	3年間※3 5年間※4	1/2 3/4		

※1 グリーンイノベーション基金補助金を受けて取得した 1,000kw 未満の設備。

なお、ペロブスカイト太陽電池を設置するために必要な下地構造部等のうち、償却資産として課税されるものについては、架台として本特例措置の対象に含む。

※2 以下①～③のいずれかの補助金等を受けて取得した 50kw 以上の設備(建築物の屋根及び公有地に設置された設備を除く)

① 二酸化炭素排出抑制対策事業費(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に限る)。

② 需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費(需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る)

③ 株式会社脱炭素化支援機構が行う対象事業活動に対する投融資

※3 賃上げ表明を 1.5%以上したときのみ適用。 ※4 賃上げ表明を 3.0%以上したときのみ適用。

(3)過疎法による減免

みなかみ町は群馬県の過疎計画対象地域となっており、製造業・旅館業・情報サービス業・農林水産物等販売業※の方が取得したその事業に供する設備等について、取得した翌年から3年間減免となる場合があります。詳しくはみなかみ町のホームページに掲載の手引きを確認してください。

※農林水産物等販売業とは、地域内で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に地域以外の者に販売することを目的とする事業のことです。

Ⅲ 償却資産の評価額の計算方法から納税まで

1 評価額の計算方法

申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして計算し評価額を算出します。

ア 前年中に取得のもの

取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝評価額

イ 前年前に取得のもの

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

【減価残存率表】（これは固定資産税に係る残存率表です。）

区分 耐用年数	減価残存率		区分 耐用年数	減価残存率		区分 耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)		前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)		前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)
—			11年	0.905	0.811	21年	0.948	0.896
2年	0.658	0.316	12年	0.912	0.825	22年	0.950	0.901
3年	0.732	0.464	13年	0.919	0.838	23年	0.952	0.905
4年	0.781	0.562	14年	0.924	0.848	24年	0.954	0.908
5年	0.815	0.631	15年	0.929	0.858	25年	0.956	0.912
6年	0.840	0.681	16年	0.933	0.866	26年	0.957	0.915
7年	0.860	0.720	17年	0.936	0.873	27年	0.959	0.918
8年	0.875	0.750	18年	0.940	0.880	28年	0.960	0.921
9年	0.887	0.774	19年	0.943	0.886	29年	0.962	0.924
10年	0.897	0.794	20年	0.945	0.891	30年	0.963	0.926

例えば 取得価額 250,000円、取得時期 令和7年2月、耐用年数4年のパソコンの場合

（耐用年数4年、前年中の取得のものの減価残存率…0.781）

（耐用年数4年、前年前の取得のものの減価残存率…0.562）

令和8年度＝250,000円×0.781＝195,250円

令和9年度＝195,250円×0.562＝109,730円

令和10年度＝109,730円×0.562＝61,668円

令和11年度＝61,668円×0.562＝34,657円

令和12年度＝34,657円×0.562＝19,477円

令和13年度＝19,477円×0.562＝10,946円<12,500円

※ 令和13年度で算出額が取得価額の5%（12,500円）より小さくなりますので、以降は12,500円で評価されます。



2 価格の決定

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価し、3月31日までに町長が価格（評価額）を決定します。

なお、償却資産の価格等を決定しますと、償却資産課税台帳に登録し、その旨を公示します。

この価格に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3ヶ月以内に、審査の申し出をすることができます。

3 主な償却資産とその耐用年数

資産の種類	細目	耐用年数	細目	耐用年数	細目	耐用年数		
1. 建物のうち 簡易建物	木製主要柱が10cm角以下のもので、土層ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はわらぶきのものうち、土地への定着性がないもの	10	掘立造のもの及び仮設のものうち、土地への定着性がないもの	7				
1. 構築物 及び建物 附属設備	構築物	ビチューマルス路面	工場緑化施設	7	農業用ビニールハウス			
		アスファルト舗装	その他の緑化施設・庭園	20	骨格部分が 金属造 木造 その他	14		
		コンクリート路面・砂利道	ブロック塀	15		5		
		送配管 ┌ 鋳鉄製のもの └ 鋼鉄製のもの	野立看板 ┌ 金属造 └ その他	20		8		
				15	10	金属製のもの(街路灯・塀・ガードレール等)	10	
	建物 附属 設備	可動間仕切り ┌ 簡易なもの └ その他のもの	電気設備 ┌ 蓄電池電源設備 └ その他のもの	6	冷暖房設備			
				15				
		屋外給排水又は屋外ガス設備	屋外消火栓	8	冷凍機の出力が22kW以下のもの	13		
		自動ドア	アーケード・日よけ設備(主として金属製)	15	その他のもの	15		
	2. 機械及び 装置	食料品製造業用設備	10	木材又は木製品(家具を除く)製造業用設備	11	農業用設備	7	
飲料・たばこ又は飼料製造業用設備		10	はん用機械器具(はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。)製造業用設備(電子部品等、情報通信機械器具製造業用設備に掲げられるものを除く。)	12	林業用設備	5		
繊維工業用設備				12	水産養殖業容設備	5		
炭素繊維製造設備		黒鉛化炉 その他の設備 その他の設備	生産用機械器具 ┌ 金属加工機械製造設備 └ その他の設備	9	道路貨物運送業容設備	12		
				7	運輸に付帯するサービス業用 設備	10		
				7				
パルプ・紙・紙加工品製造業用設備		12	業務用機械器具(物の生産の用に供される物をいう。)製造業用設備(汎用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具製造業用設備に掲げるものを除く。)	7	飲食料品小売業用設備	9		
印刷業又は印刷関連業容設備			電子部品、デバイスまたは電子回路製造業用設備		その他の小売業用設備			
デジタル印刷システム設備		製本業用設備 新聞業用設備 モノタイプ、 写真又は通信設備 その他の設備	鉄鋼業用設備	6	ガソリンまたは液化石油ガス スタンド設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	8		
				7				
				3				
				10				
				10				
				5		宿泊業用設備	10	
石油製品又は石炭製品製造業用設備		7	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業または鉄スクラップ加工処理業用設備	5	飲食店用設備	8		
ゴム製品製造業用設備		9	純鉄・原鉄・ベースメタル・フェロアロイ・鉄素形材または鋳鉄管製造業用設備	9	洗濯業、理容業、美容業又は 浴場業用設備	13		
家具又は装備品製造業用設備		11	その他の設備	14	自動車整備業用設備	15		
金属製品製造業用設備					電気業用設備			
金属被覆及び彫刻業または打はく及び 金属製ネームプレート製造業用設備		その他の施設	電気機械器具製造業用設備	7	主として金属製のもの その他のもの	17		
			情報通信機械器具製造業用設備	8		8		
その他の施設		10	輸送用機械器具製造業用設備	9	ブルドーザーその他自走式作業用機械設備	8		
3. 船 舶		モーターボート	4	ボート・ヨット	5			
4. 車両及び 運搬具		フォークリフト ※償却資産の対象は大型特殊のみ	4					
6. 工具、 器具 及び 備品		工具	金型	切削工具	2	治具・取付工具	3	
			測定または検査工具		5			
		器具 及び 備品	事務機・椅子 キャビネット	金属製 ┌ その他	複写機(コピー機)・ファクシミリ・ レジスター・タイムレコーダー等	5	カメラ・映写機・望遠鏡	5
							8	空撮専用ドローン
	応接セット		接客業用 ┌ その他	電子計算機 ┌ パソコン(サーバー用を除く) └ その他	4	金庫 ┌ 手揚げ金庫 └ その他	5	
					8		20	
	陳列棚		冷凍・冷蔵機付	6	インターホン・放送用設備	6	理・美容機器	5
	ケース		その他	8	電話設備 ┌ デジタルホン電話設備等 └ その他	6	レントゲン ┌ 移動式・救急医療用 └ その他	4
	テレビ・ステレオ等音響機器			5	通信機器	10	6	
	冷暖房用機器(ルームクーラー等)			6	試験測定機器	5	歯科診療用ユニット	7
	電気冷蔵庫・洗濯機・ その他電気・ガス機器			6	時計 看板・ネオンサイン	10	自動販売機・両替機	5
	カーテン・寝具等繊維製品			3	その他の ┌ 金属製 └ その他	10	その他のもの ┌ 金属製のもの └ その他のもの	15
	ベッド			8	広告器具	5	8	

※なお、この償却資産の範囲は法人税申告書別表16(一)、(二)〈減価償却額の計算〉または所得税確定申告の減価償却費の計算欄に記入された資産から、固定資産税が課税される家屋、自動車税種別割及び軽自動車税種別割が課税される自動車等を除いたものにおおむね一致します。

4 税額の計算方法

$$\boxed{\text{税 額}} = \boxed{\text{課税標準額}} \times \boxed{\text{税率 (1.4\%)}}$$

(100 円未満切り捨て) (1,000 円未満切り捨て)

※課税標準額とは一つの区の区域内に所在する資産の価格の合計です。(1,000 円未満切り捨て)

・免税点

課税標準額が 150 万円未満の場合は課税されません。



IV 申告書類の作成方法

1 作成していただく書類

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」を次の注意事項に従って作成してください。

書類名	注意事項
償却資産申告書	申告書送達先・氏名が印字されている場合でも必ず記名してください。 資産に増減がない場合は、申告書の「17備考」欄に「前年中資産増減無し」と記載してください。
種類別明細書	1. 資産内容が印字されていない場合 令和8年1月1日現在に所有している全ての資産を記入してください。 2. 資産内容が印字されている場合 前年までに申告されている資産が、すべて印字されています。 前年中に増減が有った資産を加除修正してください。 ※こちらの書類は感圧複写式(ノーカーボン)となっております。

2 申告していただく事項

(1) 取得価額

取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引き取り運賃、荷役費、運送保険料、関税、その他その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

取得価額の算出方法は、法人税または所得税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額を記入してください。

取得価額が 30 万円未満の資産については、法人税法及び所得税法において特別の償却方法が認められていますが、その場合の償却資産の取扱いについては、別紙の一覧表にてご確認ください。

(2) 耐用年数

耐用年数は、法人税または所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。

耐用年数には、次の 3 種類があります。

- ア 法定耐用年数 … 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表をご覧ください。
○基本的に、この耐用年数により申告してください。
- イ 中古見積耐用年数 … 耐用年数省令第 3 条の規定により見積もった耐用年数。
- ウ 短縮耐用年数 … 法人税法または所得税法の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときのその耐用年数をいいます。なお、この場合は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付して提出してください。

(3) その他

所在、種類、数量、取得時期、その他償却資産課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を償却資産申告書及び種類別明細書記入例を参考に申告してください。

☆ 申告書記載例

申告年度を記載してください。

事業種目を具体的に記載してください。法人の場合には、資本金又は出資金等も記載してください。

個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記載してください。

申告書提出年月日を記載してください。

住所（又は納税通知書送付先）及び電話番号を正確に記載し、ふりがなを付してください。また、ビル等に同居している場合は、ビルの名称・階数及び部屋番号を記載してください。

氏名を記入し、ふりがなを付して押印してください。なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載し、社印及び代表者印を押印してください。※屋号があれば記載してください。
※前年申告者の方については、住所・氏名欄がプリント印字されていますので、変更・誤字等をチェックし修正してください。

前年前に取得した資産の取得価額を、資産の種類別に記載ください。

前年中に減少した資産の取得価額を、資産の種類別に記載してください。

前年中に取得した資産の取得価額を、資産の種類別に記載してください。

(イ) - (ロ) + (ハ) の算式により得た取得価額の計を、資産の種類別に記載してください。

令和8年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

令和 8年 明 報

群馬県利根郡みなかみ町長 阿部 賢一 殿

1 住所 フリガナ ぐんまけんとなねぐんみなかみまち××○○○-○○ぼんち 群馬県利根郡みなかみ町×× ○○○-○○番地 電話番号 △△△△-△△-△△△△	5 個人番号又は法人番号	10 短縮耐用年数の承認 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
2 公簿上の住所 フリガナ 又は所在地	6 事業種目	11 増加償却の届出 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
3 氏名 フリガナ かぶしきがいしや□□□ □□□□ □□□□ □□□□ 株式会社□□□□ 代表取締役 ▼▼ ▼▼	7 事業開始年月	12 非課税該当資産 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
4 公簿上の生年月日 又は設立年月日	8 この申告に回答する者の係及び氏名 電話番号	13 課税標準の特例 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	9 税理士等の氏名 電話番号	14 特別償却又は圧縮記載 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
		15 税務会計上の償却方法 <input checked="" type="checkbox"/> 定率法 <input type="checkbox"/> 定額法
		16 青色申告 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

資産の種類	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計(イ)-(ロ)+(ハ)
1 構築物			800 000 000	800 000 000
2 機械及び装置	7 0 0 0 0 0 0 0	2 2 0 0 0 0 0 0	2 0 5 0 0 5 0 0	6 8 5 0 0 5 0 0
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具	1 0 0 0 0 0 0 0			1 0 0 0 0 0 0 0
6 工具、器具及び備品	1 9 0 0 0 0 0 0	5 0 0 0 0 0	8 0 0 0 0 0	2 0 0 0 0 0 0 0
7 合計	8 1 9 0 0 0 0 0	2 2 5 0 0 0 0 0	2 2 1 0 0 0 0 0	8 1 5 0 0 0 0 0

17 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① みなかみ町×× ▼▼▼-▼▼番地 <input checked="" type="checkbox"/> 自己所有家屋 <input type="checkbox"/> 借家
	② みなかみ町×× ▼▼▼-▼▼番地 <input checked="" type="checkbox"/> 自己所有家屋 <input type="checkbox"/> 借家
	③ <input type="checkbox"/> 自己所有家屋 <input type="checkbox"/> 借家
18 借用資産	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
19 貸主の名称等	(株)★★★リース
20 資産に増減なし	<input checked="" type="checkbox"/>
21 該当資産なし	<input type="checkbox"/>
22 備考(添付書類等)	

第二十六号様式（用紙日本産業規格A4・草紙）（第十四条関係）

10～16について、該当するほうに☑をしてください。

この申告について応答される方の係名・氏名及び電話番号を記載してください。

税理士等に経理を委託している場合には、その方の氏名・電話番号を記載してください。

みなかみ町内に事業所等資産がある場合には、その所在地を記載してください。

借用資産（レンタル・リース）の有無について、該当するほうに☑をしてください。なお、有の場合には貸主の名称等を記載してください。

閉鎖、解散等のある場合納税通知書送付先住所と所在地が異なる場合は必要に応じて記載してください。

★ 種類別明細書記載例

氏名又は名称をご記載ください。また、この「種類別明細書(増加資産・プレ申告用)」について、3枚のうち2枚目というようにページ数を付けてください。

資産の数量を記載してください。

申告年度を記載してください。

資産を実際に取得した年月を記載してください。なお、年号については、大正："2"又は"T"、昭和："3"又は"S"、平成："4"又は"H"、令和："5"又は"R"とし、それぞれの年号に対応する数字又は英字を記載してください。

「1. 構築物」、「2. 機械及び装置」、「3. 船舶」、「4. 航空機」、「5. 車両及び運搬具」、「6. 工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する1から6までの数字を記載してください。

「1. 増加」、「2. 減少」、「3. 訂正」のいずれかの数字をご記載ください。

資産の名称及び規格等を記載してください。

※前年申告者の方については、前年申告の資産がプリント印字されていますので、内容をチェックしてください。

当該資産の取得価額を記載してください。なお、取得価額は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額(当該償却資産の引取運賃・荷役費・運送保険料・購入手数料・関税・据置費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む)をいいます。

また、法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額をご記載ください。

取得価額の合計をご記載ください。

所有者名		枚数		取得年月		元日取得		取得価額		耐用年数		減価残存率		価額		課税標準額		増減事由		備考	
行番	異動区分	物件番号	資産の名称等	数	取得年月	元日取得	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準額	課税標準額	増減事由	備考							
01	1	2	セイゾウキカイA	5	H 17 5		40 000 000	8	0.00												
02	2	2	セイゾウキカイB	5	H 17 5		20 000 000	8	0.00					廃棄							
03	1	2	セイゾウキカイC	2	H 17 5		7 000 000	8	0.00					一部売却							
04	1	2	セイゾウキカイD	1	H 17 5		1 000 000	8	0.00												
05	1	5	フォークリフト	2	H 25 4		10 000 000	4	0.00												
06	1	6	ジムヨウツクエ	2	H 18 5		200 000	8	0.00												
07	1	6	プリンタ	1	H 24 8		300 000	5	0.00												
08	2	6	パソコン	2	H 24 8		500 000	4	0.00					廃棄							
09	1	6	コピーキ	1	H 30 7		700 000	5	0.00												
10	1	6	デンワ	1	R 02 9		200 000	6	0.00												
11																					
12	1	2	製造機械E	4	R 7 3		16 000 000	8	0.00					1							
13	1	6	パソコン	3	R 7 4		300 000	4	0.00					1							
14	1	6	看板	1	R 7 7		500 000	3	0.00					1							
15	1	2	太陽光発電設備	1	R 7 10		8 500 000	17	0.00					1							
16	1	1	フェンス	1	R 7 10		800 000	10	0.00					1							
17																					
18																					
19																					
20																					
小計							815,000,000														

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記載してください。なお、中古資産について、見積耐用年数によってはそれを得て短縮耐用年数になっている場合にはその耐用年数をご記載ください。

- ①課税標準の特例がある資産について、その適用条項
- ②地方税法第342条第3項の規定の適用がある資産について、その旨の表示と売主の名称
- ③耐用年数の変更があった場合にはその旨の表示等、必要に応じて摘要欄にご記載ください。

増減事由の欄は「1.新品取得」、「2.中古品取得」、「3.売却」、「4.滅失」、「5.移動」、「6.その他」のいずれかの数字をご記載ください。

注意1 「異動区分」の欄は、1 増加、2 減少、3 訂正 のいずれかの数字をご記載ください。
 注意2 「資産の種類」の欄は、1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 のいずれかの数字をご記載ください。
 注意3 「取得年月」の欄は、3 昭和 4 平成 5 令和 のいずれかの数字をご記載ください。
 注意4 「元日取得」の欄は、元日(1月1日)に取得した場合には1をご記載ください。
 注意5 「処理方式」が「一般処理」の場合、「異動区分」が2 減少の資産について、「取得価額」は減少後の「取得価額」(「(例)全部減少の場合は0」が入ります)をご記載ください。
 注意6 「増減事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 売却、4 滅失、5 移動、6 その他 のいずれかの数字をご記載ください。

2ページに記載された申告者以外の代理人が申告書を提出する場合は、下記の委任状をご使用ください。

----- 切り取り線 ✂ -----

(個人事業者用)

委任状

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

償却資産申告書の提出における個人番号の提供に関する権限

令和 年 月 日

(委任者) 氏名 _____

(必ず委任者(申告者)の方が自署押印してください。)

以上

----- ✂ 切り取り線 -----

よろしくお願いします



郵送にて申告書を提出される際に切り取ってご使用ください。

〒379-1393

群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地

みなかみ町役場 税務会計課

資産税係 宛